特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	市営住宅関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、市営住宅関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

笛吹市長

公表日

令和7年2月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

供給に関する法律の規定に従い、入居者の所得状況から家食等の算定を行う。また、家食の収滞納や 入居者の適正な管理を実施している。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ②ンステムの名称 住宅使用料システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム と 特定個人情報ファイル。 ③ は、音号な質の楽、同法別表第1の19項および61の2項 ・ 第号な質の楽、同法別表第1の19項および61の2項 ・ 別表第一名今第18条および46条の3 ・ 留吹布行政手標における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1をおよび46条の3 ・ 留吹布行政手標における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1、40項別、自吹布行政手標における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例所有が規則第2条第4項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ・ 実施する	1							
公置住宅法に基づき公置住宅を連設、買取り又は借上げを行い、低額所得有等、住宅に困窮する方に対し、低度な實質で買貨者を行っている。また、特定優良質責性をの供給の促進に関する法律に基づく特定を入貨質性を全種設し、中間所用の同じに賃貸を有さっている。 公置住宅法よび特定を設し、中間所用の同じに賃貸を有さっている。 公置住宅法よび特定便負買貸住宅の 供給に関する法律の規定に従い、人居舎の所得状況から寮賃等の算定を行う。また、寮賃の収滞納や人居者の連立を管理を実施している。 本事所における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 住宅使用料システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛るシステム 登営住宅情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル 3. 個人書号の利用 「暴号達等後、同法別業第1の19項款はび61の2項・第本方で同じをおよび45条の個人を確別するための番号の利用等に関する条例施行規則第2条第4項 「対象方所の事事に関い策21 40分 「対象方所の事事に関い策21 40分 「対象方所の事事に対しているの」、第文所行改手統における特定の個人を確別するための番号の利用等に関する条例施行規則第2条第4項 「支施する」の表別施行規則第2条第4項 「支施する」の表別施行規則第2条第4項 「支施する」) 実施する 1 実施している 1 実施している 2 実施している 2 実施している 3 未定 「保証を予定を発わましていまの個人を確別するための番号の利用等に関する条例施行規則第2条第4項 「支施する」 2 実施している 3 未定 「保証をの有無 「支施したい」の表集における特定差別を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
に対し、低廉な家賃で資資を行っている。また、特定優負責貸往者の供給の保証に関する法律に基づく特定公共責貸住宅を建設し、中間所得同门に買支を行っている。 公割住宅および特定公共賃貸住宅の賃貸等に当たっては、公割住宅法および特定優負賃貸住宅の供給に関する法権の規定に従い、入居者の所得状況から家賃等の賃定を行う。また、家賃の収滞納や人居布の適正な管理を実施している。 - 本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ②システムの名称 住宅使用料システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム と 特定個人情報ファイル・収納情報ファイル、収納情報ファイル ③ 個人番号の利用 - 番号法第9条、同法別表第1の19項および61の2項 - 別表第一省令第18条および40条の3 - 別表第一名今第18条および40条の3 - 別表第一名今第18条および40条の3 - 別表第一名の第19条の個人を規別するための番号の利用等に関する条例派件環末1項別或表1 407項) - 部放布行政持報における特定の個人を規別するための番号の利用等に関する条例派件別規定条第4項 4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない。 3) 未定 (情報限金の根拠 - 高号法第19条、同法別表第2の31項および85の2項 - 別表第二名令第22条および43条の4 - 野優実施機関における担当部署 (企業の機関における担当部署	①事務の名称	市営住宅管理業務						
(全宅使用料システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	②事務の概要	に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。また、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅を建設し、中間所得層向けに賃貸を行っている。 公営住宅および特定公共賃貸住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法および特定優良賃貸住宅の供給に関する法律の規定に従い、入居者の所得状況から家賃等の算定を行う。また、家賃の収滞納や入居者の適正な管理を実施している。						
公営住宅情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル 3. 個人番号の利用	③システムの名称							
3. 個人番号の利用	2. 特定個人情報ファイル	名						
# 番号法第9条、同法別表第1の19項および61の2項 ・別素第一省令第10条表記び46条の3 ・ 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項(別表第1 4の項) ・ 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例が作規則第2条第4項 4. 情報提供ネットワークンステムによる情報連携 「実施の有無	公営住宅情報ファイル、収納情	青報ファイル、滞納情報ファイル						
・別表策一名令第18条および46条の3	3. 個人番号の利用							
 ①実施の有無 [実施する] 20 実施しない 30 未定 20 実施機関における担当部書 20 所属長の役職名 建設部建設総務課 20 所属長の役職名 建設部建設総務課長 ②・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	法令上の根拠	・別表第一省令第18条および46条の3 ・笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する条例第4条第1項(別表第1 4の項) ・笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に						
①実施の有無 [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ②法令上の根拠 (情報照会の根拠) ・番号法第19条、同法別表第2の31項および85の2項・別表第二省令第22条および43条の4 5. 評価実施機関における担当部署 建設部建設総務課 ②所属長の役職名 建設部建設総務課長 6. 他の評価実施機関 2の所属長の役職名 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携						
②法令上の根拠 ・番号法第19条、同法別表第2の31項および85の2項・別表第二省令第22条および43条の4 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 建設部建設総務課 ②所属長の役職名 建設部建設総務課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 Ta.055(262)4111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所建設部建設総務課 Ta.055(262)4111 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	①実施の有無	1) 実施する [実施する] 2) 実施しない						
①部署 建設部建設総務課長 ②所属長の役職名 建設部建設総務課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地笛吹市役所総務部総務課 Te.055(262)4111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 車絡先 連絡先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地笛吹市役所建設部建設総務課 Te.055(262)4111 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	②法令上の根拠	・番号法第19条、同法別表第2の31項および85の2項						
②所属長の役職名 建設部建設総務課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 Ia.055(262)4111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所建設部建設総務課 Ta.055(262)4111 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	5. 評価実施機関における	担当部署						
6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	①部署	建設部建設総務課						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 Ta.055(262)4111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所建設部建設総務課 Ta.055(262)4111 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	②所属長の役職名	建設部建設総務課長						
請求先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 TEL055(262)4111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所建設部建設総務課 TEL055(262)4111 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	6. 他の評価実施機関							
請求先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 TEL055(262)4111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所建設部建設総務課 TEL055(262)4111 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した								
請求先 笛吹市役所総務部総務課 TEL055(262)4111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所建設部建設総務課 TEL055(262)4111 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
連絡先 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所建設部建設総務課 TeL055(262)4111 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	請求先							
第吹市役所建設部建設総務課 TeL055(262)41119. 規則第9条第2項の適用 []適用した	8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
	連絡先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所建設部建設総務課 TeL055(262)4111						
適用した理由	9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した						
	適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		31年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		31年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 布機関については、それ] 1ぞれ重点項目記	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	გ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	なを通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	複数人での確認によりマイナ	ンバーの取	取扱いを行い、その記録を残している。			

9. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[〇] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する							
[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 と選択肢 >								
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・ [十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
判断の根拠	定期的に情報セキュリティに関	打する研修を受講し、職 員	員のセキュリティ意識の向上に努めている。					

変更箇所

<u> </u>	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	建設部次長兼管理総務課長 須田 富士男	建設部次長(管理総務課長事務取扱) 標 博司	事後	
	5-②所属長	建設部次長(管理総務課長事務取扱) 標 博司	建設部管理総務課長 標 博司	事後	
平成31年4月1日	I . 5. ②	建設部管理総務課長 標 博司	建設部管理総務課長	事後	
	Ⅳ リスク対策	-	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和5年6月15日		建設部管理総務課	建設部建設総務課	事後	令和3年4月1日変更
令和5年6月15日	に 三小田 宝 な 総 担 / こ セ / ナ ス † 日	建設部管理総務課長	建設部建設総務課長	事後	令和3年4月1日変更
	Ⅱ-3.重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ-8.人手を介在させる作業	_	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和7年2月28日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策	_	新たに追加(新様式への変更)	事後	